



# 日・ミャンマー投資協定



## 背景

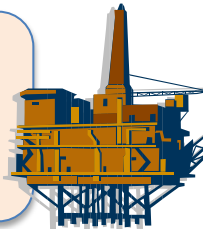
- 有望な生産拠点・市場（人口6367万人，ASEAN第5位）
  - －進出企業数の増加（2012年年初から約2.6倍）
  - －輸出入額の急増（日本の輸出：147%増）
- ミャンマーの市場開放 → 政府として日本企業の進出を後押し
  - －ODAによるインフラ整備
- 未だ国内法の整備不足・運用の不透明性あり
- 2013年12月の日・ミャンマー首脳会談の際に東京において署名  
（日・ASEAN特別首脳会議）

## ミャンマー



## 意義

- ◆ 投資環境の透明性、法的安定性、予見可能性が向上  
→ 我が国からの投資の更なる保護・促進  
【経済界からも強い要望あり】



## ポイント

- ◆ 二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。

- (例)
- ① 投資財産の設立段階及び設立後の無差別待遇 【第2条・第3条】
  - ② 投資財産に対する公正な待遇・十分な保護 【第4条】
  - ③ 投資障害要因となり得る要求（現地調達，技術移転・使用料制限等）の原則禁止【第6条】
  - ④ 行政手続の迅速化，明確化及び透明性の向上に努める義務【第10条】
  - ⑤ 正当な補償等を伴わない収用の禁止 【第13条】
  - ⑥ 投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続 【第18条】

◎ 在留邦人：  
868人（2013年11月）

◎ 進出日系企業：  
131社（2013年11月）

◎ 進出分野：  
卸売業、サービス業、  
製造業、運輸・通信業等

（参考）  
中，印等と二国間投資協定を，ASEAN諸国間で地域投資協定をそれぞれ締結済み。